

議案第 77 号

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員法等の一部改正を踏まえ、60歳を超える職員の給与の特例を定めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の給与に関する条例（昭和30年調布市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条の2第2号中「及び貸付返還金」を削る。

第9条第2項第2号及び第12条第1項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第5項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は任期付職員法第5条の規定により採用された職員（以下「再任用職員等」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2項中「については育児休業」を「については育児休業（次の各号に掲げる育児休業を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から調布市職員の育児休業等に関する条例（平成4年調布市条例第23号）第4条の2

に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

- (2) 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から調布市職員の育児休業等に関する条例第4条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

第18条の2第3項中「第7条」を「第4条第2項から第7項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 3 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

- 4 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 調布市職員の定年等に関する条例（昭和59年調布市条例第20号）第4条第1項及び第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 調布市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

- 5 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第5項又は前項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第3項及び第17条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第5項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第3項から前項までに規定するもののほか、附則第3項の規定による給料月額、附則第5項の規定による給料その他附則第3項から前項までの規定の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定及び次条の規定は、令和4年10月1日から施行する。

(育児休業中の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の調布市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定は、前条ただし書に規定する日以後に支給する期末手当及び勤勉手当に係るものについて適用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第3条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、調布市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成15年調布市条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は，定年前再任用短時間勤務職員とみなして，改正後の条例第16条第5項，第17条第4項及び第18条の2第3項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は，定年前再任用短時間勤務職員とみなして，改正後の条例第9条第2項第2号及び第12条第1項第2号の規定を適用する。
- 5 前各項に規定するもののほか，暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について必要な事項は，規則で定める。